



2026年4月20日

各位

会社名 関通ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 達城 利卓  
(コード番号 : 9326 東証グロース)  
問合せ先 財務戦略本部長 西川 良樹  
電話番号 0800-555-0500

## 譲渡制限付株式報酬制度改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の臨時取締役会において役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の改定を決議し、本制度に関する議案を、2026年5月28日開催予定の第40期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度改定の理由

当社は、2024年5月29日開催の第38期定時株主総会において、第4号議案「取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の一部改定の件」としてご承認いただき、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して当社の中長期的な業績向上と企業価値増大に対する貢献意識を高めることを目的として本制度を導入しておりました。

今般、持株会社体制移行に伴い当社株価の変動等見込まれる中、対象取締役にさらなる企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、本制度の内容を以下のとおり一部改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 本制度改定の概要

本制度により対象取締役に付与する譲渡制限付株式（以下「本譲渡制限付株式」という。）にかかる譲渡制限期間について、「本譲渡制限付株式の交付日から3年から5年の間で当社の取締役会が定める期間、または本譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間」と設定しておりましたが、「本譲渡制限付株式の交付日から1年から5年の間で当社の取締役会が定める期間、または本譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間」に改定することといたします。対象取締役の譲渡制限期間を改定するものであることから、本株主総会において株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

このほか、譲渡制限期間の改定に合わせて、本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年50,000株以内から年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式の調整が必要な事由が生じた場合には、当該株数を合理的な範囲で調整する。）に変更するとともに、本制度に基づき譲渡制限付株式の割当てのために支給する金銭報酬債権の総額を年額50百万円以内から年額100百万円以内に変更いたします。

以上